

令和8年度 奈良市バンビーホーム入所のご案内

令和7年10月1日現在

■ バンビーホームとは

奈良市では、放課後児童健全育成事業としてバンビーホームを開設しています。バンビーホームでは、保護者等が労働等により放課後家庭にいない世帯の児童の健全な育成を目的に、授業の終了した放課後及び春・夏・冬休み・土曜日等の学校休業日の家庭に代わる生活の場として、適切な遊びや生活の支援を行います。

■ 対象となる児童

奈良市在住の小学校1年生から6年生の集団生活が可能な児童であり、児童と同居する保護者等*が次のいずれかに該当すること。（児童育成料の過年度分の滞納がある場合にも、利用することができません。）

要 件		利用期間
就労	週3日（月12日）以上就労し、通勤時間を含め午後3時まで勤務していること。 ※求職中の場合は入所できません。	就労している期間
疾病 障がい	保護者に身体的、精神的に病気や障がいがあり療養が必要であること。	療養を必要とする期間
看護・介護	親族を週3日以上、午後3時まで看護、介護しており児童の適切な保育が出来ないこと。	介護、看護を必要とする期間
就学	大学や職業訓練校等に週3日以上、午後3時まで通っており児童の適切な保育が出来ないこと。	就学している期間
出産	母親が出産前後で休養が必要であること。	出産予定月とその前後2ヶ月
育児休業	会社に在職した状態で育児休業を取得しており、児童の適切な保育ができないこと。	育児休業期間（最長育児中の子が満1歳になる誕生日の前日の属する月末まで）

*「同居」とは同住所に居住することをいい、世帯分離をしている場合でも「同居」と考えます。

*「保護者等」とは、児童の父母（親権者）及び児童のきょうだい以外で18歳以上65歳未満の同居家族（同居人含む）全員です。

◆ 障がいをお持ちのお子様は、入所前に職員による面談をさせていただきます。

◆ 保護者等が入所要件を満たさなくなった場合（退職した場合等）はその満たさなくなった日以降に退所となります。

■ 開所日

【開所期間】 令和8年4月1日（水）～ 令和9年3月31日（水）

【休 所 日】 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※その他気象警報発令時や自然災害時の臨時休所あり

■ 開所時間

区分	通常保育	延長保育
授業のある日	午後1時 ～ 午後5時	午後5時 ～ 午後7時
短縮授業の日	放課後 ～ 午後5時	
土曜日・授業のない日 （春・夏・冬休み、学校代休日等）	午前8時 ～ 午後5時	

（1）延長保育について

◆ 午後5時以降も保護者等が労働等で家庭にいない世帯のみ利用できます。（育児休業の要件で利用される方は利用できません。）

◆ 延長保育を利用する場合、午後5時以降の降所については必ず保護者等のお迎えが必要になります。

※お迎えについては開所時間の午後7時までに来てください。

■ 入所申請

(1) 申請書類の配布

入所申請書等については、各バンビーホーム及び放課後児童育成課で配布します。
また、市役所ホームページからダウンロードもできます。

(2) 入所申請書の受付期間

バンビーホームの入所申請は新年度4月入所の一斉受付と、5月～3月入所の毎月の受付があり、それぞれ締切日が異なります。また、令和7年度にバンビーホームをご利用中の方も、次年度への継続利用を希望される場合は、一斉受付期間に申請が必要となります。

利用開始月	学年	申請受付期間	承認通知の発送時期
4月	新1年生	令和7年10月7日(火)～11月17日(月)	令和8年2月下旬頃
	新2年生～新6年生	令和7年10月24日(金)～12月5日(金)	令和8年3月中旬頃
5月～3月	全学年	利用希望月の前々月1日～前月の10日	入所月前月の20日以降

(3) 申請場所・時間

入所を希望するバンビーホームへ申請書類一式をご提出ください。

バンビーホームが開所している時間にお越しください。

- ◆ 平日の午後3時～午後5時は、保育時間の中で最も賑やかな時間帯であるため、その場で書類の確認や説明が出来ない場合があります、その場合は改めてバンビーホームからご連絡いたします。

(4) 入所の承認について

バンビーホームを初めて利用する場合は、利用を開始する日までに各バンビーホームで入所についての説明会をいたします。説明会の日時については、入所の承認後に各バンビーホームからご連絡します。バンビーホームでの安全な保育のため、説明会の際には児童の健康状況等を確認させていただきます。

■ 申請書類

申請書類はすべて消えないボールペンで記入し、修正や訂正をする際は二重線で書き直してください。

(1) 必ず提出する書類

書類名		必要な枚数
入所承認申請書		児童1人につき1枚
同意書兼誓約書		世帯で1枚
通所経路図		世帯で1枚
児童状況調		児童1人につき1枚
どちらか	就労証明書	保護者等につき1枚 ※添付書類必要、(3)をご参照ください。
	就労外要件確認書+添付書類	

(2) 場合により提出が必要な書類

提出が必要な場合	書類名	必要な枚数
初めて学童の口座を登録する場合	口座振替依頼書	世帯で1枚
児童育成料減免制度の減免理由に該当する場合	児童育成料減免申請書	児童ごとに1枚
転入予定、採用内定中、復職に向けて保育園を申請中の方が入所の申請をする場合	申立書+添付書類	該当する保護者等につき1枚 ※各必要書類は申立書に記載しています。

(3) 入所要件別の必要提出書類

保護者及び児童の兄弟姉妹を除く令和 8 年 4 月 1 日時点で 18 歳以上 65 歳未満の同居家族（同居人を含む）全員が、それぞれ該当する項目の書類をご提出ください。

要 件	必要書類	
就 労	① 就労証明書（申請日時点で 3 ヶ月以内に発行されたもの） ※単身赴任をしている保護者も必要です。 ※就労証明書は必ず事業者が発行してください。文書の改ざんや事実と異なる内容の記載が発覚した場合は入所決定を取り消す場合があります。 ※奈良市の保育所等の利用申請時に提出する就労証明書の様式を使用される場合は、備考欄に通勤時間を記入するようお願いします。	
	自営業主 自営業専従者 家族従業者 等	・事業所名と就労者の氏名の記載がある書類の写し 例）確定申告書（前年のもの） 営業許可証・開廃業等届出書（1 年以内に発行されたもの） その他事業の実態がわかる書類 ※新規開業した方は売上金が確認できる書類 ※自営業専従者・家族従業者等の場合にも、その事業所に属していることがわかる添付書類（源泉徴収票、会社名がわかる直近の給与明細等）を提出してください。 ※自営業専従者の方は確定申告書第二表の事業専従者の欄に氏名が記載されていることでも可。
疾 病 障 がい	① 就労外要件確認書	
	い ず れ か	・医師の診断書（申請日から 3 ヶ月以内に発行されたもの） コピー可 ※「家庭での保育が困難であること」等の記載があるもの。 ※入院・治療期間が記載されたもの。 ※療養期間等の指定がある場合は、その期間のみの入所決定となります。
		・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ※手帳に期限がある場合は、その期限までの入所決定となります。
		・要支援・要介護の場合は介護保険被保険者証の写し
看 護 介 護	① 就労外要件確認書	
	い ず れ か	・看護又は介護される人の介護保険被保険者証の写し
		・医師の診断書（申請時点で 3 ヶ月以内に発行されたもの） コピー可 ※入院・治療期間が記載されたもの。 ※療養期間等の指定がある場合は、その期間のみの入所決定となります。
		・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ※手帳に期限がある場合は、その期限までの入所決定となります。
就 学	① 就労外要件確認書 ② 在学証明書 ③ 授業時間が確認できるもの（カリキュラム、時間割表等）	
出 産	① 就労外要件確認書 ② 母子健康手帳の写し（保護者氏名、出産予定日の記載ページ）	
育 児 休 業	① 就労外要件確認書 ② 母子健康手帳の写し（保護者氏名、出生届出済証明の記載ページ） ③ 就労証明書（申請時点で 3 ヶ月以内に発行されたもの） ※育児休業を取得中であること及び育児休業の終了年月日の記載があるもの	

◆ きょうだいでも同時に入所申請をする場合、各添付書類は保護者等それぞれに 1 枚で兼用可

(4) 育児休業から職場復帰をする(予定)にあたっての利用申請について

保護者が育児休業から就労に復帰予定の方で、復帰後の就労状況が就労の要件を満たす場合は、就労要件で入所の申請が可能です。ただし、下記のとおりお手続きをお願いします。

- ◆ 入所の決定は、保護者が就労に復帰することが確定(保育所の内定等)した後に行いますので、保育所の内定が決まった場合は、再度速やかに「就労証明書」を取得していただき、「利用申込内容変更及び延長保育中止届」と併せてご利用のバンビーホームへご提出ください。提出の際には、「利用申込内容変更及び延長保育中止届」のその他の欄に、内定した保育所名を記入してください。

(5) 家庭状況により一部書類が提出できない世帯について

配偶者と離婚調停中、配偶者からの暴力を理由として保護をされている等で、父母どちらかの就労証明書等の児童を監護できないことを証明する書類が提出できない場合、「就労外要件確認書」の提出をお願いします。

提出の際には、「就労外要件確認書」のその他の欄に、書類を提出できない事情を記入のうえ、その事情が確認できる証明書や書類を併せて添付してください。

(6) 奈良市へ転入予定でバンビーホームの利用を希望する場合

奈良市に転入予定の方で、バンビーホームを利用する場合は、転入先の住所が決まっている状態で、利用を希望するバンビーホームへ申請をしてください。

バンビーホームへの申請が困難な場合は、申請書類(P2 参照)をそろえた状態で奈良市放課後児童育成課あてに郵送してください。(締切日必着)

- ◆ 入所申請書には現在の住所を記入し、申立書に転入先の住所等を記入してください。
- ◆ 居住後は「利用申込内容変更及び延長保育中止届」(P7 参照)をバンビーホームへ提出してください。

(7) 入所(転所)申請書の記入例

第1号様式(第4条・第7条関係)

奈良市バンビーホーム入所(転所)承認申請書

記入例

(あて先)奈良市教育委員会

申請日		令和7年 11 月 1 日	
申請者	住所	(〒000-0000) 奈良市 ●●町▲▲番地	
	氏名 (ふりがな)	奈良 太郎 (なら たろう)	
		連絡の取れる電話番号を記入してください。	2-2456
		携帯電話番号	(父) 090-1234-5678 (母) 090-1111-2222

ふりがな	なら やまと	学校名	●● 小学校		学年	1 年
児童氏名	奈良 大和	生年月日	令和00年 0 月 × 日		性別	男
		入所を希望するバンビーホーム		●● ●● バンビーホーム		
就学前状況	通園している(いた)保育所、こども園名等 ★★保育園		入所中のバンビーホーム		●● ●● バンビーホーム	
住所 ※申請者と異なる場合		(〒 —)				
児童のバンビーホーム利用状況		☒ 初めて利用する ☐ 利用したことがある ☐ 児童のきょうだい等が利用したことがある				
利用する曜日		(月)・(火)・(水)・(木)・(金)・土		利用開始月	令和 8 年 4 月から	
延長利用		☐ 利用しない ☒ 利用する ※17時以降に保護者が監護できない場合のみ利用可能		延長利用開始月	令和 8 年 4 月から	
おやつ利用		☒ 利用しない ☐ 利用する ※食物アレルギーを持っている児童は利用不可		おやつ利用開始月	令和 年 月 から	
口座振替方法		☒ 児童育成料の口座振替を利用したことがあり(児童名: 奈良 さくら)と同じ口座から納付を希望(手続き不要) ☐ 児童育成料の口座振替を利用したことがない、又は利用中だが別の口座からの納付を希望(手続きが必要) → 口座振替依頼書(自動払込利用申請書)を銀行でお手続きした後、控え分をバンビーホームへご提出ください				

児童の健康・発達状況等	☒ アレルギーがある		アレルギーの内容(食物アレルギーや薬物アレルギーの種類・症状、エビペン 食物アレルギー(卵) エビペンを持たせています。			
	☒ 特別支援学級入級申請及び在籍(予定)		※入所前に面接の機会を持ちます。			
	☒ 手帳の交付を受けている(予定)		手帳の種類や級など: 療育手帳B2 ※写しを添付してください。			
	☒ 心身の発達で心配な面がある		内容: 自閉症スペクトラム ※診断がついている場合は診断名を記入してください。			
	☒ 現在、言葉や発達の相談を受けたり、療育機関に通っている		施設名: 〇〇センター 内容: 言葉の遅れ			
	児童の健康状態や集団生活を行う上で配慮が必要であること、注意すること、気になる事があれば記入してください。					

喘息 持病等がある場合は記入してください。

世帯別にかかわらず、同一住所の方を全員記入

保護者・同居人等家族状況 (申請者含む)	続柄	氏 名	年齢	勤務先(学校等)の名称	日中連絡可能な電話番号	緊急連絡時の優先順位	バンビーホーム利用中の児童	申請理由
	父	奈良 太郎	43	〇〇株式会社	〇〇-〇〇〇〇	2	☐	就労
	母	奈良 花子	41			1	☐	介護
	兄	奈良 飛鳥	18	■■■大学			☐	
	姉	奈良 さくら	9	●●小学校(4年生)			☒	
	弟	奈良 春日	5	★★保育園			☐	
	祖父	若草 富雄	70				☐	疾病
別居家族等の送迎者の連絡先		祖母	奈良 市子	72	住所を記入してください 奈良市□□町123 住所を記入してください	□□-□□□□	3	

一斉受付期間中(4月まで)の申請は、令和8年度の新学年を記入

申込時点ですでにバンビーホームを利用している児童がいる場合または、同時に入所の申請をする場合は、チェックを入れてください。

■ 利用料金

(1) 基本費用（児童育成料と実費）

内 容	金 額	お支払い方法
通常保育利用料	月額 5,000円	口座引落
延長保育利用料	月額 2,000円	
おやつ代	月額 1,500円	

- ◆ 児童育成料（利用料）と実費（おやつ代）は月単位で徴収します。
- ◆ おやつ提供を希望する場合は、入所申請書のおやつ利用欄にご記入ください。
（月ヶ瀬・柳生・田原・興東のバンビーホームの入所児童は不要です）
- ◆ 入所承認や延長保育利用承認及びおやつ利用申請が受付されると、利用がない月でも児童育成料及びおやつ代を徴収します。また、利用日数にかかわらず、日割り計算はできません。
- ◆ 各バンビーホームの保護者会により、別途会費等の徴収があります。詳細については各バンビーホームでご確認ください。

(2) きょうだいで利用する場合の利用料の減免

児童育成料については、きょうだいでバンビーホームを利用している場合に多子算定を行い、負担軽減を図っています。

児童の区分	通常保育分	延長保育分
1 人目の児童	月額 5,000円	月額 2,000円
同一世帯2人目の児童	月額 2,500円	月額 1,000円
同一世帯3人目以降の児童	無料	無料

- ◆ おやつ代については実費のため、多子軽減を行っていません。
- ◆ 多子算定における児童の数は、低学年から数えます。
（例：1年生と3年生の場合、1年生が1人目の児童、3年生が2人目の児童となります。）

■ 児童育成料減免制度

世帯が次のいずれかに該当される場合は、保護者等からの申請により児童育成料が減免されます。決定内容は、「奈良市バンビーホーム児童育成料減免決定（減免不承認）通知書」にて通知します。

- ◆ おやつ代は減免の対象外となります。

(1) 手続き方法

【申請場所】 入所する・しているバンビーホームもしくは放課後児童育成課

【提出書類】 ① バンビーホーム児童育成料減免申請書（児童ごとに1枚）

② 下記(2)の表に記載の、児童のきょうだいを含む18歳以上の同居家族等の全員分の添付書類

【締 切 日】 減免の適用開始を希望する月の末日まで

【適用期間】 減免を申請した月からの適用となります。（月をさかのぼっての減免はできません）

(2) 減免要件・必要書類

世帯の状況	減免期間	添付書類（コピー可）	減免額
生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給世帯	令和8年4月分から 令和9年3月分まで	「保護受給証明書」または「中国残留邦人等支援給付に係る証明書」	全額
令和8年度市民税非課税世帯 （保護者及び成人の同居家族が全員市民税非課税であること）	令和8年4月分から 令和8年6月分まで	「令和7年度非課税証明書」 ※令和7年1月1日現在に奈良市在住の場合は添付不要	
	令和8年7月分から 令和9年3月分まで	「令和8年度非課税証明書」 ※令和8年1月1日現在に奈良市在住の場合は添付不要	

(3) その他

- ◆ その他災害の被害を受けた、会社が倒産した等、特別の事情により児童育成料の納付が困難な場合は、放課後児童育成課にご相談ください。
- ◆ 保護者等からの申請がない場合は、児童育成料の減免はいたしません。
- ◆ 添付書類が未提出の世帯や、市民税未申告のため課税状況が確認できない世帯は、減免決定ができませんのでご注意ください。
- ◆ 児童育成料の減免決定を受けた後に世帯状況の変更により減免の事由が消滅した場合は、速やかに放課後児童育成課にご連絡ください。

■ 利用料金の納付について

児童育成料・実費（おやつ代等）は、口座振替（自動引落し）での納付となります。

金融機関または郵便局で口座振替手続を行っていただき、お控えを入所申請書と併せてご提出ください。

- ◆ 学校給食費、保護者会費等の口座振替手続とは異なります。

(1) 利用料金等の納付日

口座振替日は毎月26日です。（26日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）

(2) 口座振替のできる金融機関

㈱南都銀行	㈱りそな銀行	㈱三井住友銀行	㈱みずほ銀行	㈱三菱UFJ銀行
㈱京都銀行	㈱ゆうちょ銀行	㈱関西みらい銀行	㈱三十三銀行	近畿労働金庫
奈良県農業協同組合	㈱百五銀行	大和信用金庫	奈良信用金庫	北伊勢上野信用金庫
奈良中央信用金庫	近畿産業信用組合	京都中央信用金庫	㈱あいち銀行（旧中京銀行の支店のみ）	

- ◆ 金融機関の合併等により機関名称が変更等される場合があります。

(3) 口座振替の手続き方法

新1年生など新たに口座振替を登録する方、または登録済の口座を変更（金融機関や口座名義人）する方は次のとおりお手続きをしてください。

金融機関名	手続先	手続き方法	入所申請に必要な書類
ゆうちょ銀行	銀行窓口	口座振替依頼書（3枚複写、ダウンロード用の場合は3枚分記入）の太枠内の必要事項を記入し、銀行窓口へ申し込みしてください。手続き完了後、保護者様控えのみ返却されます。	銀行届出印が押印されている保護者様控えのコピーを提出してください。
ゆうちょ銀行以外	銀行窓口	口座振替依頼書（3枚複写、ダウンロード用の場合は3枚分記入）の太枠内の必要事項を記入し、銀行窓口へ申し込みしてください。手続き後、放課後児童育成課保管用と保護者様控えが返却されます。	銀行届出印が押印されている放課後児童育成課保管用を提出してください。

- ◆ 継続入所をする場合や、きょうだいで口座振替を利用中の場合は手続き不要です。
- ◆ 登録できる口座は、入所承認申請書に記載のある保護者名義のものです。

(4) 口座振替のできる金融機関

口座名義人（保護者）	住 所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 奈良市〇〇町〇〇番地		訂正は届出印を押印。名前の訂正は不可。名前を誤った場合は、新しい用紙に記入してください。		3456		届出印 				
	フリガナ	ナラ タロウ										
	氏 名	奈良 太郎										
金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	○		○		入金		金融機関コード		本支店コード			
	預金の種類	普通	当座	1	2	3	4	5	6			
ゆうちょ銀行	種目	種別	通帳記号 6桁目がある場合は※欄にご記入ください			通帳番号(右づめで記入)						
	166	30	1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
	科目		奈良市バンビーホーム児童育成料・実費			01090-3-960200			払込先加入者名 奈良市役所			
	振替(払込)開始年月		8 年 4 月から		(※ 原則申請された翌月からの開始となります。) (ゆうちょ銀行は除く)							
振替(払込)日		毎月26日(26日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)					振替(払込)金額		市が指定する金額			

(5) 口座振替の停止

バンビーホームを退所されたときは、自動的に口座振替を停止します。手続は不要です。

(6) 再振替

- ◆ 残高不足等で口座振替ができなかった場合は、翌月の納付日に再振替します。
- ◆ 再振替もできなかった場合は、再振替ができなかった月の翌月に納付書を送付しますので金融機関の窓口で直接納付してください。

(7) 児童育成料と実費の滞納

- ◆ 児童育成料及び実費を滞納すると、督促状の送付、電話催告などを行います。
- ◆ 児童育成料につきましては、3ヶ月以上滞納されたときは、退所指導を行います。
- ◆ おやつ代の納付期限を経過してから1ヶ月以上滞納されたときは、保護者へ連絡後おやつを提供を中止する場合があります。
- ◆ 滞納があった場合は、次年度の申請時にも入所決定が保留されますのでご了承ください。

■ 入所後の手続き及び諸注意

(1) 各申請・変更の手続き

次の表に記載する手続きについては、その都度バンビーホームへ届出をお願いします。

各届出書類は、バンビーホーム及び放課後児童育成課で配布、市役所ホームページからダウンロードもできます。

手続が必要なとき	届出書類等	届出時期
入所承認申請書の記載内容に変更が生じたとき (氏名、住所、電話番号、家族状況等)	「利用申込内容変更及び延長保育中止届」 ※児童と同居する保護者等が増える場合は、増員分の入所要件に係る必要提出書類を添付し、入所申請書を再度提出してください。	変更が生じたときから 20 日以内
入所中に入所要件(P3 参照)の変更があったとき (出産⇒育休、就学⇄就労、勤務先の変更等)	「利用申込内容変更及び延長保育中止届」及び 変更後の要件に係る必要提出書類(就労証明書、診断書等)	入所要件が変更となるときから 逆算して 20 日以内
バンビーホームを退所するとき	「退所届」	退所する月の末日まで 例) 5月から利用しない場合は4月末日まで
入所後に延長保育の利用申請をするとき	「延長保育利用申請書」	利用希望月の前月の 20 日まで
延長保育の利用を中止するとき	「利用申込内容変更及び延長保育中止届」	利用を中止する月の前月の末日まで 例) 5月から利用しない場合は 4 月末日まで
入所後におやつの利用を開始するとき	「おやつ提供事業利用申請書」	利用希望月の前月の末日まで
おやつの利用を中止するとき	「利用申込内容変更及び延長保育中止届」	利用を中止する月の前月の末日まで 例) 5月から利用しない場合は 4 月末日まで
入所承認申請・延長保育利用申請・おやつ 利用申請を取り下げるとき ※申請後で、利用決定通知書が届く前が 「取り下げ」に該当します。	口頭で速やかにバンビーホームへご連絡ください。	利用決定通知書を受け取る前まで ※利用決定通知書を受け取った後に利用を 中止する場合は、上記の退所または利用中止 の手続きを行ってください。
口座振替を開始するとき 登録済の口座(金融機関や口座名義人)を 変更するとき	手続きが完了した「口座振替依頼書」の放課後児童 育成課保管用 ※手続きの詳細はP.6 をご確認ください。	口座振替開始を希望する月の前月 の末日まで
通所経路に変更が生じたとき	「通所経路図」	変更が生じたときから 20 日以内
長期休みに昼食提供事業(バンビーランチ) を利用するとき	専用システムへ新規登録もしくはログイン。 ※利用方法・開始日等は別途お知らせします。	詳細は各長期休業前にお知らせし ます。
転校等でバンビーホームを転所するとき	利用中のバンビーホームへ「利用申込内容変更及び 延長保育中止届」、転所先のバンビーホームへ「入所 承認申請書」等の一式を提出してください。 ※「就労証明書」「就労外要件確認書」については、世帯状況に 変更がなければ申請を省略できます。	転所の必要が生じた後、速やかに

(2) 入所承認等の取消し

入所承認申請書等の記載内容が事実と異なる場合や以下の事項に該当する場合は、入所承認を取り消します。

- ◆ バンビーホーム児童育成料を3ヶ月以上滞納し、納付に応じないとき。
- ◆ 児童又は保護者等が、バンビーホームの建物や備品等を故意に破壊したとき。
- ◆ 児童又は保護者等がバンビーホームに入所している他の児童やその保護者、支援員等に暴行を加えたり、暴言を吐くなど不穏当な言動をしたとき。

(3) 延長保育利用承認の取消し

延長保育を利用される場合は、必ず午後7時までに保護者等が児童のお迎えに来てください。

- ◆ お迎えが午後7時を過ぎる日が続いた場合、延長保育利用承認を取り消します。

(4) バンビーホームへの再入所

バンビーホームを退所した後に、ご家庭での保育が困難となり再度入所が必要な場合は、改めて入所申請の手続きが必要です。締切日までに入所に必要な書類をそろえて申請してください。

なお、バンビーホームは子どもたちの生活の場となりますので、通年利用をお願いいたします。繰り返しの入退所は児童本人にとってもバンビーホームの生活になじめずストレスになったり、通年で利用している児童の生活リズムにも影響を及ぼしたりします。やむを得ない事情からバンビーホームの再入所が必要な場合は保護者とお子様でご相談いただいたうえで、お申し込みをお願いいたします。

- ◆ 年度内に再度入所を申請する場合、一度申請いただいた通所経路図の提出、口座振替の振替手続きは省略できます。その他の申請書類(P2 参照)は再度提出が必要です。

■ バンビーホームでの日常生活について

(1) 駐車場について

バンビーホームには原則駐車場がありません。

近隣住民の方のご迷惑となりますので、送迎時に路上駐車等は決して行わないでください。

(2) 病気・けがの対応

- ◆ 児童が急に体調を崩したり、けがをした場合には、入所承認申請書に記載された緊急連絡先に連絡するとともに、必要に応じて医療機関を受診します。なお、診察代、医療機関までの交通費(タクシー代)等の実費は、保護者負担となりますので、ご了承ください。
- ◆ 流行性の病気(新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、はしか、水疱瘡等)にかかった場合は、学校だけでなくバンビーホームにも速やかにお知らせいただくとともに、完治するまで登所できません。また、インフルエンザ等で学級閉鎖になった場合、感染の拡大を防ぐために、当該学級に在籍している児童は登所できません。
- ◆ バンビーホームでは医療行為はできません。切りきずや火傷、打撲や捻挫などの、専門的な判断や技術が要らないごく簡単な応急手当てについては、バンビーホームで常備している絆創膏や消毒液、湿布を利用して行います。また、児童が薬を持参し、自身で飲むことは可能ですが、原則として、個別に児童の薬を預かり支援員が服用させることはできませんので、あらかじめご了承ください。
- ◆ アレルギーをお持ちのお子様のエピペンはお預かりします。その場合、別途書類の提出が必要になります。

(3) 児童が加入する保険について

奈良市では入所児童を対象とした団体傷害保険に加入し、万一の事故に備えています。ただし、この保険は見舞金制度で、医療費全額を補償するものではありません。詳しくは後日お渡しする保険案内をご覧ください。

(4) バンビーホームとの連絡

バンビーホームでは毎日出欠を確認します。欠席等の連絡は事前に、連絡帳、電話、FAX、メール等で必ず保護者の方がバンビーホームへご連絡ください。児童からの口頭での連絡や、無断欠席は緊急時の連絡先や職場等に電話確認させていただく場合があります。

- ◆ 連絡帳は登所の日に持参し、保護者の方も確認をお願いします

(5) おやつを提供について

- ◆ おやつの利用申請をされた児童については、バンビーホームで毎日おやつを提供します。原則として自宅からのおやつ持参は認められませんので、ご了承の上ご提出ください。(おやつ利用申請がない場合のおやつ時間は、児童は本読み等を行います。)
- ◆ 食物アレルギーのある児童については自宅からのおやつ持参が可能です。持参方法等について、あらかじめバンビーホームに相談してください。
- ◆ 欠席やおやつ提供時間前に降所する場合、おやつは持ち帰りできません。また、欠席日の分を別日にまとめて受け取ることはできません。

(6) 学校給食がない日の昼食について

短縮授業日、長期休業日、学校代休日など学校給食がない日は、お弁当と水筒を持たせてください。児童の安全確保のため、登所後に児童1人でお弁当を買いに行くことはできません。なお、平成30年度より、夏休み、冬休み、春休みの給食がない日には、有料にてお弁当の提供を行っております。

(7) 宿題について

バンビーホームでは、宿題の時間を設けています。声掛けをして、児童自らが宿題に取り組むように促していますが、宿題が仕上がっているか等の確認や、音読等の個別対応を行う宿題については、ご家庭でお願いします。

★バンビーホームに関する Q&A もご参考ください★



<問い合わせ>

奈良市教育委員会事務局 教育部

放課後児童育成課 バンビーホーム運営係

電話:0742-34-5441

メール:hokagojidoikusei@city.nara.lg.jp

月～金(年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00

■ 気象警報発表時のバンビーホームの運営について

気象警報が奈良市西部もしくは東部（都祁小学校区は宇陀市、山添村も含む）に発表された場合や学級閉鎖になった場合は、奈良市西部・東部ごとに次のようにバンビーホームを運営します。

（１）気象警報の発表区域と該当バンビーホームについて

- ・奈良市東部区域・・・都祁、田原、柳生、月ヶ瀬、興東バンビーホーム
- ・奈良市西部区域・・・上記以外のバンビーホーム

※都祁バンビーホームについては、宇陀市・山添村に気象警報が発表された場合、警報時と同様の対応を行います。

（２）気象警報発表時の連絡について

- ・気象警報発表時には、東部・西部に分けて、さくら連絡網による通知を行います。
- ・気象警報の発表がない区域については、通知は行いません。

※各市立小学校から配布されるさくら連絡網の案内をご確認のうえ、ご登録をお願いします。

※国立・県立・私立の小学校等に通うバンビーホームの利用児童については、改めてバンビーホームからさくら連絡網の案内を行います。

（３）気象警報（暴風、大雨、洪水等）が発表された場合のバンビーホームの対応

【警報発表時が登所前の場合】

児童の安全確保のため、原則として家庭保育のご協力をお願いします。

※バンビーホーム開所前の児童が学校にいるときに警報が発表された場合は、学校の先生に適切な対応をしていただくことになっています。

【警報発表が登所後である場合】

児童の安全を図るため保護者等のお迎えのご協力をお願いします。

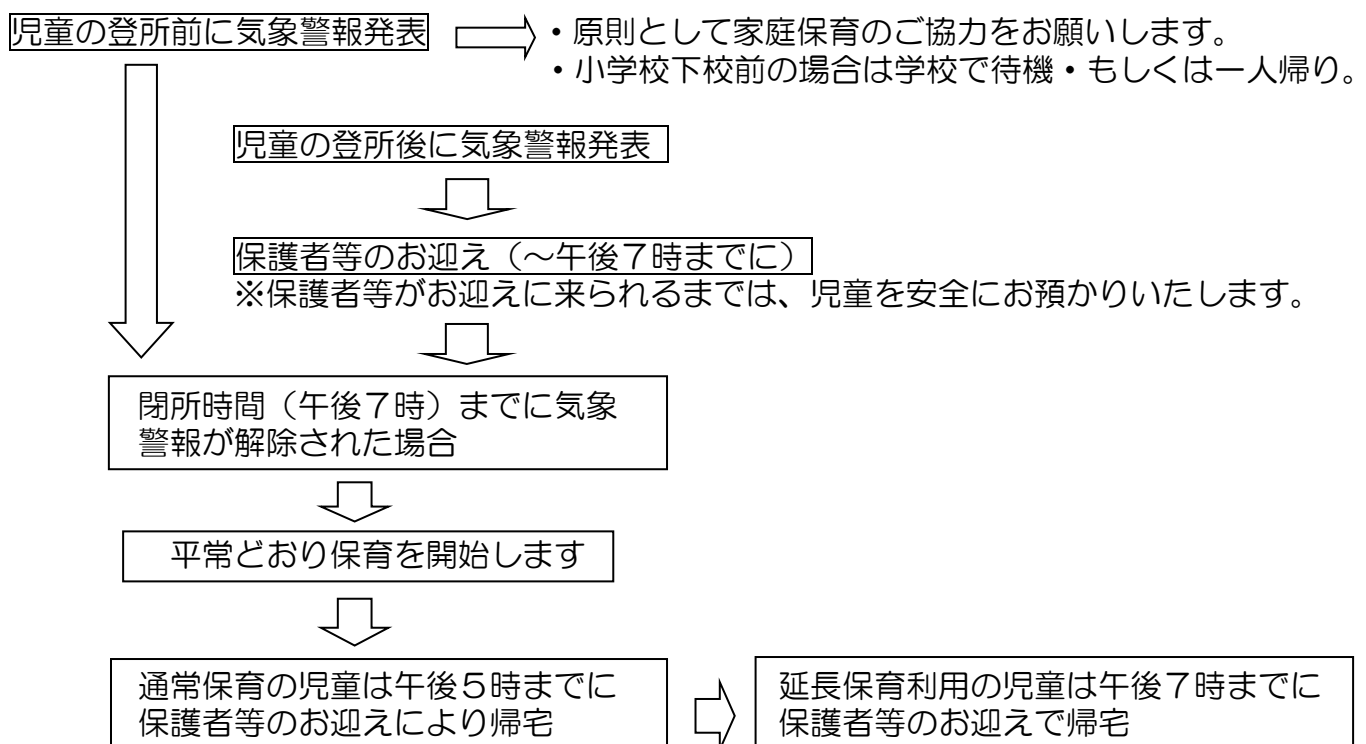
（但し保護者等がお迎えに来られるまでは、バンビーホームでお子様を安全にお預かりいたします）。

※災害の恐れがある場合は、児童の安全を最優先し、近隣の避難所などへ避難、誘導する場合があります。

（４）奈良市に発表された気象警報が解除された場合

平常どおり保育を開始します。登所の際は、通所経路の安全確認を十分行ってください。

（５）バンビーホームの運営フロー



■ 震度5弱以上の地震が発生した場合について

震度5弱以上の地震が奈良市に発生した場合は、児童の安全確保のため、下表のようにバンビーホームを運営しますので、ご理解とご協力をお願いします。

	発生時	バンビーホーム	<参考>小学校
学校がある日	登校中	<u>当日、臨時閉所</u>	<u>当日、臨時休業</u> 児童は安全な場所に一時避難。通学路の安全に注意し、自宅に近い場合は帰宅し、学校に近い場合は学校に避難。
	授業中(正午まで)	<u>当日、臨時閉所</u>	<u>当日、臨時休業</u> 全ての教育活動を中止し、安全な場所に避難。通学路の安全確認後に下校できるか判断。 保護者の迎えがない場合、または連絡がとれない場合は学校で継続して迎えを待つ。
	授業中(正午以降) 下校中	<u>当日および翌日、臨時閉所</u>	<u>当日および翌日、臨時休業</u> 対応は同上。 下校中は登校中と同じ。
	放課後	<u>当日および翌日、臨時閉所</u> ホームに居る児童は安全な場所に避難。児童の安否情報を早急に学校に連絡。 通学路の安全状況を学校に確認。原則速やかに保護者に迎えに来ていただく。 保護者の迎えがない場合、または連絡が取れない場合はホームで継続して迎えを待つ。	<u>当日および翌日、臨時休業</u> 学校に居る児童を把握。把握できない児童の安否確認。
学校がない日(土曜日・長期休みなど)	登所中	<u>当日、臨時閉所</u> 児童は安全な場所に一時避難。通学路の安全に注意し、自宅に近い場合は帰宅し、ホームに近い場合はホームに避難。 既にホームに居る児童を安全な場所に避難。 当日登所予定で現認できない児童については保護者に連絡し安否確認。	
	開所中(正午まで)	<u>当日、臨時閉所</u> ホームに居る児童は安全な場所に避難。当日登所予定で現認できない児童については保護者に連絡し安否確認。 原則速やかに保護者に迎えに来ていただく。 保護者の迎えのない場合、または連絡が取れない場合はホームで継続して迎えを待つ。	
	開所中(正午以降) 降所中	<u>当日および翌日、臨時閉所</u> 対応は同上。 降所中は登所中と同じ。	

奈良市バンビーホーム一覧

※ バンビーホームは各小学校内にあります(帯解バンビーホームのみ帯解小学校前)。

	名称	場所 ※	電話	携帯電話	携帯メールアドレス (@au.com)
1	飛鳥	奈良市紀寺町 785 番地	22-0567	① 080-1505-1131 ② 070-2448-6471	① n22-0567 ② asukabanbi0567
2	済美	奈良市西木辻町 5 番地の 2	26-1039	① 080-1505-1132 ② 070-8788-2086 ③ 090-7550-3758	① n26-1039 ② n07087882086 ③ n09075503758
3	佐保	奈良市法蓮町 280 番地の 1	22-8585	080-1505-1133	n22-8585
4	鼓阪	奈良市雑司町 97 番地	22-3883	080-1505-1134	n22-3883
5	大宮	奈良市大宮町四丁目 223 番地の 1	33-3381	① 080-1505-1135 ② 070-2275-4216	① n33-3381 ② ohmiyabannbi
6	東市	奈良市古市町 268 番地	62-4343	080-1505-1136	n62-4343
7	鶴舞	奈良市鶴舞東町 2 番 1 号	44-3080	① 080-1505-1137 ② 080-6100-5224	① n44-3080 ② tsurumaibanbi
8	伏見	奈良市菅原町 370 番地	43-1312	① 080-1505-1138 ② 080-2412-6179 ③ 090-7550-3807	① n43-1312 ② n08024126179 ③ n09075503807
9	都跡	奈良市四条大路五丁目 6 番 1 号	33-0761	① 080-1505-1139 ② 070-2453-4370	① n33-0761 ② n07024534370
10	平城	奈良市秋篠町 1394 番地	43-2007	① 080-1505-1140 ② 070-2272-6960	① n43-2007 ② heizyoubannbi
11	富雄北	奈良市富雄北一丁目 13 番 6 号	43-4724	① 080-1505-1141 ② 070-8824-5462	① n43-4724 ② n07088245462
12	鳥見	奈良市鳥見町三丁目 11 番地の 2	43-4722	080-1505-1142	n43-4722
13	辰市	奈良市西九条町一丁目 7 番地の 1	61-1260	080-1505-1143	n61-1260
14	六条	奈良市六条二丁目 14 番 1 号	43-9066	① 080-1505-1144 ② 070-2274-5359	① n43-9066 ② rokujobannbi
15	登美ヶ丘	奈良市西登美ヶ丘四丁目 21 番 1 号	46-0359	080-1505-1146	n46-0359
16	大安寺	奈良市大安寺二丁目 15 番 1 号	61-7850	080-1505-1147	n61-7850
17	西大寺北	奈良市西大寺赤田町一丁目 6 番 1 号	46-3151	① 080-1505-1148 ② 09019682187	① n46-3151 ② n09019682187
18	明治	奈良市北永井町 414 番地	62-7318	① 080-1505-1149 ② 070-2272-6958	① n62-7318 ② meijibannbi
19	青和	奈良市百楽園四丁目 1 番 1 号	47-1783	① 080-1505-1150 ② 070-2272-6959	① n47-1783 ② seiwabannbi
20	ならやま	奈良市神功二丁目 1 番地	71-6392	080-1505-1151	n71-6392
21	大安寺西	奈良市大安寺西一丁目 342 番地	33-7782	080-1505-1152	n33-7782
22	朱雀	奈良市朱雀六丁目 10 番地の 1	71-1244	080-1505-1153	n71-1244
23	三碓	奈良市西千代ヶ丘一丁目 20 番 9 号	44-0206	080-1505-1154	n44-0206
24	済美南	奈良市南京終町 676 番地	62-7591	080-1505-1155	n62-7591
25	あやめ池	奈良市あやめ池南九丁目 939 番地の 39	48-2284	① 080-1505-1156 ② 070-8788-2085 ③ 070-8824-5463	① n48-2284 ② n07087882085 ③ n07088245463
26	伏見南	奈良市宝来五丁目 2 番 1 号	48-2254	① 080-1505-1157 ② 070-2455-4191	① n48-2254 ② n07024554191
27	平城西	奈良市東登美ヶ丘三丁目 1093 番地の 1	49-1972	① 080-1505-1158 ② 08066446636	① n49-1972 ② n08066446636
28	鼓阪北	奈良市青山九丁目 3 番地の 1	22-4502	080-1505-1159	n22-4502
29	佐保台	奈良市佐保台三丁目 902 番地の 341	71-4602	① 080-1505-1160 ② 08066446675	① n71-4602 ② n08066446675
30	富雄第三	奈良市帝塚山南二丁目 11 番 1 号	41-0254	080-1505-1161	n41-0254
31	二名	奈良市二名一丁目 3716 番地の 1	49-0638	① 080-1505-1162 ② 090-3282-6182	① n49-0638 ② n09032826182
32	佐保川	奈良市法蓮町 229 番地の 1	36-5654	080-1505-1163	n36-5654
33	椿井	奈良市椿井町 25 番地	23-4645	① 080-1505-1164 ② 08066446674	① n23-4645 ② n08066446674
34	左京	奈良市左京三丁目 1 番地の 1	72-0632	① 080-1505-1165 ② 070-8806-3604	① n72-0632 ② n07088063604
35	富雄南	奈良市中町 4185 番地	41-3555	080-1505-1166	n41-3555
36	東登美ヶ丘	奈良市東登美ヶ丘四丁目 21 番 33 号	43-2024	① 080-1505-1167 ② 070-2272-6961	① n43-2024 ② higasitomigaokabannbi
37	帯解	奈良市柴屋町 28 番地の 4	64-2037	080-1505-1168	n64-2037
38	都祁	奈良市都祁白石町 974 番地	0743-82-0600	① 080-2412-6180 ② 080-2412-6181	① n08024126180 ② n08024126181
39	月ヶ瀬	奈良市月ヶ瀬尾山 2551	0743-92-0085	080-8507-7582	n08085077582
40	柳生	奈良市柳生下町 138	94-0224	080-8507-7581	yagyu-bambi2551
41	田原	奈良市横田町 199-1	81-0223	080-8524-9129	tawara_bambi
42	興東	奈良市須川町 1424	95-0303	080-8524-9130	n95-0303